

2011 年 4 月 13 日

厚生労働大臣 細川律夫 様

公益社団法人 認知症の人と家族の会

代表理事 高 見 国 生

**東日本大震災及び福島原子力発電所事故の
発生に関わる緊急要望書**

3 月 11 日午後に発生した表記の地震及びそれに伴う津波、加えてその後続く福島原発の事故により、被災地・関係地域の住民は塗炭の苦しみと困難に襲われています。

いま大切なことは、被災者や避難者の日常の暮らしに安心と安全を保障すること、今後の生活に希望を見いだすことができるようにすることだと考えます。そのために、国民が力を合わせ努力することが必要であり、「家族の会」も会員はもとより、会員でない方々も含めて困難や不安を少しでも和らげてもらうため、相談や情報提供に努めています。今後も私たちができることを精一杯行う決意です。

しかし、私たちは、過去の災害の経験において、被災者は誰もが大きな困難を抱えますが、とりわけ認知症の人及びその家族にとってはいっそうの困難となることを知っています。

そのような経験から、国において当面次のことについてご配慮頂くように要望いたします。

記

- 1 貴省認知症・虐待防止対策推進室が平成 23 年 3 月 28 日付け事務連絡で、各都道府県、政令市、中核市あてに通知された「高齢者の要援護者の避難所等における適切な支援について」は、認知症の特性と対応方法を簡潔にまとめたもので、現下の状況で極めて意義のある文書です。全国の自治体や避難所等において、十分に理解され、実践されるように、継続して指導してください。
- 2 災害発生後、貴省が直ちに対策に着手し、被災者に対して人的、物的支援や制度の弾力的運用により、命と健康を守ろうとされていることに感謝申し上げます。今後も柔軟に必要な対応をするとともに、それらの対策や運用が自治体

と現場に徹底し、活かされるように努めてください。

- 3 一方、避難はしていない認知症の人や家族も、サービスの休止や制限、生活物資の欠乏などで大きな困難に陥っている者も少なくありません。在宅の認知症の人と家族に対しても制度の弾力的運用や支援について十分配慮をしてください。
- 4 仮設住宅の建設にあたっては、壁の色分けや棟番号の大書などで認知症の人にも分かりやすくするなどの工夫をしてください。また、仮設住宅群の一角に認知症の人や高齢者、家族などが憩える場所などを設けてください。
- 5 認知症の人と家族への対応の基本は、それぞれの個別の状況に応じた支援をすることです。また、老老介護や認認介護が増え、一人暮らし二人暮らしが増えてきています。今日の非常事態においては、画一的な支援ではなく、それらの認識を基本として支援策を要望します。
- 6 被災者の避難地域は全国に広がっています。当会は全国に支部組織があるので、知らない土地に避難してきた認知症の人と家族の力になれると思います。避難者に「家族の会」を紹介してあげてください。

以 上